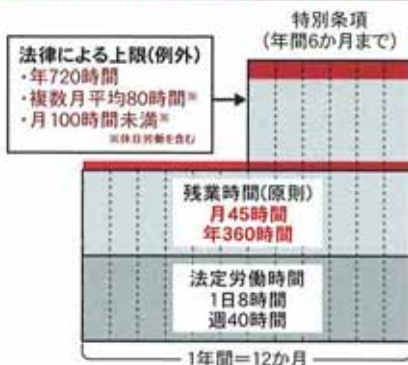


2019年4月から「働き方改革関連法」が順次施行されます!

「働き方改革関連法案」の成立に伴い、2019年4月から順次施行される改正事項に関して、各事業所においても対応が求められます。「働き方改革」は、労働者の多様で柔軟な働き方を促進するための改革であり、職場環境の改善などの「魅力ある職場づくり」が、我が国が直面している重大な課題の一つである「人手不足」の解消につながることから、生産性の向上に加え、「働き方改革」による魅力ある職場づくりに取り組みましょう。

① 時間外労働の上限規制を導入(2019年4月1日から施行、中小企業は2020年4月から)

現在、時間外労働を行わせる場合は、労使協定(36協定)を結び、労働基準監督署に届け出ることによって、協定で定めた範囲の時間外労働を行うことができます。今回の法改正に伴い、時間外労働の上限が設定され、「原則として、1か月45時間・1年360時間」となりました。特別の事情があった場合には、「1年720時間以内」、「1か月で100時間未満※」、「2～6か月平均で月80時間以内※」となりました。また月45時間を超えることができるのは年6か月以内です。(※はいずれも休日労働時間数を含む)



② 年5日間の年次有給休暇の取得を企業に義務付け(2019年4月1日から施行)

労働者の申出による取得(原則)



以前から、年次有給休暇を付与することは規定されていますが、我が国の年次有給休暇取得率は49.7%(2017年調査)と必ずしも高くありません。

法改正により、年間10日以上のある年次有給休暇が付与される労働者には、年間に5日、使用者が時期を指定して取得させることが必要となりました。また、年次有給休暇を計画的に取得させるため、労働者ごとに年次有給休暇管理簿を作成し、3年間保存することも新たに規定されました。



その他の改正点は以下のとおりです。

- ① 中小企業の月60時間超の時間外労働の割増賃金引上げ(2023年4月1日施行)
- ② 「フレックスタイム制」の拡充(2019年4月1日施行)
- ③ 「高度プロフェッショナル制度」を創設(2019年4月1日施行)
- ④ 産業医、産業保健機能の強化(2019年4月1日施行)
- ⑤ 「勤務間インターバル」制度の導入促進(2019年4月1日施行)
- ⑥ 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差を禁止(同一労働同一賃金)(2020年4月1日施行、中小企業は2021年4月から)



詳しくは、丸亀労働基準監督署までお気軽にご相談ください。

〒763-0034 丸亀市大手町三丁目1-2 TEL:0877-22-6244

公益財団法人

無料職業紹介所

産業雇用安定センター 香川事務所

出向の仲介や、離職を余儀なくされる方の再就職を支援していますので、お気軽にご相談ください。

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20 高松センタービル8階
TEL:087-851-1011 FAX:087-851-1014

まだ商工会議所の会員でない方を、ぜひご紹介ください。